

令和3年第12回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年12月24日(金) 鶴ヶ島市役所504会議室		
開会時刻	午前9時59分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
閉会時刻	午前10時50分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
議長	会長 町田 弘之		
委員の出席状況			
農業委員			農地利用最適化推進委員
議席番号	氏名	出欠席	氏名 出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二 出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志 出席
3	比留間 正道	欠席	福島 義博 出席
4	内野 正子	出席	村野 利文 出席
5	町田 弘之	出席	岸田 清正 出席
6	須藤 良春	出席	
7	川鍋 昭人	出席	
8	小川 佐智恵	出席	
9	長谷川 正博	出席	
総会に出席を求めた者		事務局の出席状況	
		氏名	出欠席
		玉木 亨	出席
		高橋 浩	出席
		戸田 勝利	出席
議事の日程			
日程第1	議事録署名委員の指名について		
日程第2	議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について		
日程第3	議案第24号 農用地利用集積計画の決定について		
日程第4	議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について		
日程第5	報告第12号 報告事項について		
日程第6	その他		
議事(担当)		内 容	
開会	議長	<p>(これより総会の開会)</p> <p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第12回農業委員会総会を開会します。</p>	
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号6番 須藤 良春 委員</p> <p>議席番号7番 川鍋 昭人 委員</p> <p>を指名します。</p>	

日程第 2

議長

議案第 2 3 号の 1 番

農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見具申についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

- ・申請地は、富士見中学校の南東約 1 9 0 メートルに位置する第 2 種農地及び第 3 種農地で、農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。
- ・譲受人は、昭和 6 0 年に一般貨物運送事業を主目的とした法人を設立しました。その後経営も堅調に推移し、現在社員数は 4 0 名となっています。
- ・社有車は、クレーン付きトラックが 2 0 台あり、ドライバーと助手合わせて 3 5 名が乗務しています。
- ・現在、その社有車と乗務員が通勤に使用している乗用車の駐車場として、川島町平沼の土地を借用していますが、土地所有者から明け渡しを求められたため、新しい駐車場用地の確保が急務となりました。
- ・候補地をいくつかあたりましたが、条件に合わず困っていたところ、本申請地を紹介されたとのこと。
- ・現地等を確認すると、駐車台数が必要台数確保できるとともに、駅からのアクセスも良く、電車利用の社員も通勤しやすくなること、また、鶴ヶ島市内にお得意様がいるため迅速な対応が図れるなど、現在借りている駐車場より利便性が高いことから、是非ともこの場所で駐車場を確保したいとのこと。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

- ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
- ・申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
- ・譲受人は、部品工場を含め約 1 0 0 0 坪の土地を賃借していますが、地権者から駐車場として借りている約 5 0 0 坪の返却を求められたとのこと。
- ・申請地は、現在借りている駐車場よりも面積が広がりますが、取引先の大手工務店から取引の拡大を求められていること、トラックが大型化していること、部品の積み替え場所が不足していることなどから、現状よりも広い駐車場が必要とのこと。
- ・近くに小中学校があることから、児童・生徒の通学に配慮し、通学時間帯の出入りは行わないそうです。
- ・敷地内にある水路への砂利の流入が懸念される旨を伝えたところ、砂利が入らないような検討を行うとのことでした。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に確認した内容を報告します。

- ・申請内容に間違いがないことを確認しました。
- ・譲渡人は、プラスチック関係の工場を経営しており、営農はしていないとのこと。
- ・申請地は休耕中で、将来的にも営農の予定はないとのこと。

議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	・周囲に住宅がありますが、そちらとの調整はどうなっていますか。
事務局	・本申請にあたっては、周囲からも理解していただいています。
委員	・申請地には建物が建設されますか。また、周辺の畑への影響は何かありますか。
事務局	・申請地に建物の建設予定はありません。また、申請地は砂利敷きとし、雨水を自然浸透させる計画としていますので、雨水が周辺の農地に影響することは無いと考えています。
委員	・申請地と周囲の農地との間に高低差はありますか。
事務局	・申請地はかなり以前に農地改良を行っており、周囲の農地よりも80センチ程度高くなっていますが、雨水は周囲の水路に流れ込む形状となっています。 ・水路を含め申請地周辺は、南西から北東に傾斜しており、水路に流れ込んだ雨水が南側にある農地に流れ込むような形状とはなっていませんので、周囲の農地に対する雨水の影響は無いと考えています。
委員	・水路の状況はどうなっていますか。
事務局	・形状は、素掘りとなっています。 ・申請地に隣接する住人の方に、一昨年の台風19号の大雨の状況を確認する機会がありましたが、その際にも排水で困ったことはなかったと伺っています。
委員	・水の影響はないと考えていいのでしょうか。
事務局	・そのように考えています。
委員	・申請地には、生活道路をまたいで進入することになりますが、この生活道路への影響はありますか。また、使用するトラックは何トンでしょうか。
事務局	・生活道路との関係については、市道を管理している市役所道路建設課の指導を受けていますので、影響はないと考えています。また、使用するトラックは4トン車になります。
議長	以上で質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。  
・申請地は、菜の花保育園の北東約250メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域内の農用地です。  
・本申請地は、周囲の道路よりも低いことから、雨水が入りやすく水はけが悪くなっています。水の滞留により耕作に支障をきたしているため、耕作土の下に客土を入れる農地改良を行うことで、良好な圃場に改良するものです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。  
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。  
・申請理由などは、事務局の説明のとおりです。  
・譲受人は、市内での土地改良事業に実績があり、今回搬入する土は、武蔵村山市の工事現場から直接もってくるということです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。  
・申請内容に間違いがないことを確認しました。  
・現地を確認したところ、くぼ地とはっきり分かり、作付けには不向きな土地となっています。  
・土地改良後は、野菜を作付けしたいということです。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 ・客土の際に、入れてはいけない土、入れてもいい土など法的な基準はありますか。

事務局 ・県の要綱により、コンクリート片などが混入していない良質土とするよう規定されています。

議長 以上で質疑を終了し、裁決を行います。  
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地は、藤中学校の北約130メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。</li> <li>・譲受人は現在、川越市大字笠幡の実家に父と母の三人で住んでいます。</li> <li>・実家からの独立を考え自己用住宅を建築したく、本申請に至ったとのこと。</li> <li>・離婚を経て、再婚など将来を見据え、戸建て住宅を建築するものです。</li> </ul>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本申請内容に間違いがないことを確認しました。</li> <li>・申請理由などは事務局の説明のとおりです。</li> <li>・申請人は父の工務店の手伝いをしており、再婚を考えているようでした。</li> </ul>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容に間違いがないことを確認しました。</li> <li>・譲渡人は現在一人住まいで、自宅に隣接した農地を耕作するのが精いっぱいとのこと。</li> </ul>
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本申請は、今しなければならぬものなのでしょうか。自己用住宅用地を転用の目的とした申請は、従来、子供の成長に伴うことなどを理由に、申請の時期がはっきりとするものだったと思います。</li> <li>・譲渡人は、農地の管理に手が回らないとのことですが、申請地では耕作が行われていたように記憶していますが。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の時期につきましては、それぞれの家庭の事情があると思われます。</li> <li>・申請地は、以前利用権が設定され耕作が行われていました。</li> </ul>
委員	・やはり今申請しなければならぬという理由がよく分かりません。
事務局	・申請地は第3種農地であり、要件が整えば原則許可する農地でもあります。
委員	・事務局の説明も分かりませんが、疑問が湧かないわけはありません。

委員  
・本年10月の農業委員会総会では、本申請地と元筆が同じ農地を、本申請と同じ目的で転用することについて、許可相当との結論を出しています。疑問はあるかもしれませんが、こうした経緯を踏まえると、許可相当とすることはやむを得ないのではないのでしょうか。

委員  
・申請地は、新規就農者が利用権の設定をして就農していた記憶があります。せっかく新規就農者が耕作していた農地ですので、もったいないなという気持ちがあります。

事務局  
・利用権の設定については、借受人と貸付人とで合意解約していますので、法的な問題はありません。

委員  
・利用権の設定期間が終わる際に、借受人が終了を断ることはできますか。

事務局  
・利用権設定の担当課等に確認し、次回の総会で説明したいと思います。

議長  
・今回の申請地については、合意解約がされていますので問題ありませんが、ただ今の委員からの質疑については、後日事務局から説明をお願いします。

議長  
以上で質疑を終了し、採決を行います。  
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長  
起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
・申請地は、藤中学校の北約120メートルに位置する第2種農地で、ただ今ご審議いただきました3番の申請地の隣となっています。農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。  
・譲受人は現在、東京都板橋区内の賃貸住宅に夫婦と子供二人の四人で住んでいます。  
・現在住んでいる共同住宅は、上下階の生活音の問題があること、子供たちの成長に伴い居住空間が手狭になったことから戸建て住宅の取得の検討を始めたとのことです。  
・妻の両親が川越市大字笠幡に住んでいることも考え土地を探していたところ、妻の実家への行き来が容易でもある本申請地と巡り合うことができたとのことです。

議長  
次に担当する農業委員から説明をお願いします。

	農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本申請内容に間違いがないことを確認しました。</li> <li>・申請理由などは事務局の説明のとおりです。</li> <li>・お子さんは、小学校6年生と1年生のお二人で、上のお子さんが中学校に入学するちょうどいいタイミングとことです。</li> </ul>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容に間違いがないことを確認しました。</li> <li>・譲渡人は先ほどの3番と同じ方ですので、内容は3番で説明したとおりです。</li> </ul>
	議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地は第2種農地ですが、先ほど3番で審議のあった隣接農地は第3種農地となっています。違いはなんですか。</li> </ul>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3番のように、農地を一体で使う場合は第3種農地となりますが、4番のように旗竿状として使い、竿の部分で接道する場合は第2種農地とする決まりがあります。</li> </ul>
	議長	<p>以上で質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第24号</p> <p>農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>1番から5番については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地はすべて下新田地区にあり、第1種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、合計で5,857㎡となります。</li> <li>・1番から4番までは、現在、別法人により利用権が設定されていますが、ここで当該別法人が農業経営から撤退し、農業経営を借受人に引き継ぐこととなったため、改めて借受人が利用権の設定を行うものです。期間は令和4年1月1日から、令和8年3月31日までの4年3か月間となります。</li> <li>・5番につきましては、令和2年8月31日まで当該別法人が利用権の設定をしていました。ここで1番から4番に合わせ、新たに利用権の設定を行うものです。</li> </ul>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容については、事務局の説明のとおりです。</li> <li>・事業は、今までの法人が行ってきた内容を引き継いでにんにくを中心に栽培し、一部は生で出荷しますが、多くは黒にんにくに加工して販売する計画とのことです。</li> <li>・繁忙時はパートを雇用し、キノコ栽培も新たに計画するとのことです。</li> </ul>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>貸付人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1番から5番までの貸付人に連絡し、申請内容に間違いがないことを確認しました。</li> </ul>
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。      質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	(質疑・意見なし)
議長	<p>特にないので質疑を終了し、1番から5番について、順次採決を行います。</p> <p>1番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>



	議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に4番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に5番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p>
日程第4	議長	<p>議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件につきましては、農業の継続を不可能とさせる故障が生じたことを理由に、市に対して生産緑地の買取申し出を行うために必要な「生産緑地に係る農業の主たる従事者」に該当することの証明を行うものです。</li> <li>・故障の内容については、右人工股関節全置換手術の施行により、農作業は不可能との診断書が提出されています。</li> <li>・申請地は、東武東上線若葉駅の南約520メートルの場所にあり、面積は3筆合わせて1342㎡となっています。</li> <li>・生産緑地の指定は、当該農地が市街化調整区域から市街化区域に戻った、平成22年3月となっています。</li> </ul>
	議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
	推進委員	<p>申請人に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況は、事務局の説明のとおりです。</li> <li>・申請地以外にも農地を所有していますが、一人住まいのため、他の人に耕作してもらっているとのこと。</li> </ul>

	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「証明書を発行すること」に賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)
	議長	起立全員のため、「証明書を発行すること」に決定しました。
日程第 5	議長	報告第 1 2 号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況 令和 3 年第 1 0 回総会における審議案件 1 件 令和 3 年第 1 1 回総会における審議案件 2 件 ・農地法第 4 条の転用届出専決処分 2 件 ・農地法第 5 条の転用届出専決処分 8 件 ・農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に基づく届出 なし ・諸証明の発行 1 通
	議長	各委員からの質疑、意見等を求めます。  (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)
	議長	起立全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第 6	議長	その他について、説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。

閉会	議長	以上をもって、令和3年第12回農業委員会総会を閉会します。
----	----	-------------------------------